

令和 8 年 承認第 2 号

臨時代理の承認について

みよし市勤労文化会館及びみよし市ふるさと会館の臨時休館の承認について

教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号、以下「事務委任規則という」）第 3 条により別紙のとおり臨時代理したので、事務委任規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

みよし市勤労文化会館設置条例（平成5年条例第2号）第5条及びみよし市ふるさと会館設置条例（平成5年条例第1号）第5条の規定により、教育委員会の承認を求めることについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和8年1月21日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市勤労文化会館及びみよし市ふるさと会館の臨時休館の承認

2 臨時休館日

令和8(2026)年4月1日

3 臨時休館の理由

指定管理者の交代に伴う作業を実施するため